

労働保険の年度更新と社会保険の算定基礎届の時期に入ります。調査を見越した確認と準備を！
【お知らせ】4月19日(金)の午後は職員研修のため臨時休業します。ご協力をお願い致します。



「4月から本運用開始！建設業と技能者を支える

新制度=官民が連携して推進する建設キャリアアップシステムとのPRが建設業振興基金のサイトに掲載されています。

人口減少と若い技能

者不足を背景に建設業が他の産業より魅

力的な職業である事を見る化する制度だと言います。ポイントは…①事業者・技能者の双方にメリット②ICカードで技能者の就業履歴を蓄積③官民連携で安全！④利用料金は技能者のカードが有効期間10

成功するか
技能者登録 運用開始 建設キャリアアップシステム

年分で2,500～3,500円、事業者は5年毎の登録料が資本金により3千円～120万円、管理者IDが年2,400円、他に現場利用料が就業履歴1回につき3円…等となっています。次

元への利用は任意だが、国は公共工事での評価を検討する模様で、自治体も右倣え？「優秀な技能者の引き抜きに繋がらないか？」との問い合わせに「技能者本人と所属事業者の同意が情報閲覧に必要」との回答。次元への登録を1年後には100万人、5年後には300万全技能者にする事を目指すそうです。



多くの資産家・企業オーナーが“資産管理会社”を活用しています。議決権のない“種類株式”を活用すれば1%の議決権のある株式保有で、財産を次世代に移しても資産をコントロールできる…個人の所得税と住民税の合算税率は、課税所得が330万円を超えると30%、695万円↑で33%、900万円↑で43%…と最高は55%になるが、法人の実効税率は約30%で低い…と事業・資産承継において、“資産管理会社”を設立し活用する事を勧める某大手銀行のセミナーがありました。

種類株式 資産管理会社の設立で 税金逃れ を活用し

12年前に施行された会社法の108条は「内容の異なる9つの種類の株式を株式会社は発行できる」と定めています。この中に「株主総会で議決権を行使する事ができる事項」という項目があり議決権が全くない株式も発行可能になってい

るのです。身内だけの資産管理目的の会社であれば、99%が無議決権株主であっていい訳で、そこを上手く利用した合法的税逃れに“格差社会”拡大の仕組みが見えます。



住宅瑕疵担保履行法による最近6カ月間に引き渡した新築住宅の届出は4/22(月)までです。子ども・子育て拠出金(全額事業主負担)率が5年連続UP！5月末納付分より0.34%へ。

毎月の給与計算時に、①建退共証紙購入と②証紙受払簿・手帳受払簿への記入をお忘れなく。